

3月1日から

桐生市議会議員 政治倫理条例

(市議会本会議場)

本定例会において、議員の政治倫理の確立を図ることを目的として可決しました「桐生市議会議員政治倫理条例」につきまして概要をお知らせいたします。

桐生市議会議員政治倫理条例の概要

条例制定の目的

市政が市民の厳粛な信託によるものであることにもとづき、その受託者である市議会議員が、市民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市議会議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与できるようにする。

議員の責務

この条例の目的を達成するために市議会議員が果たすべき基本的な責務を次のように定める。

- ・市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保つ。
- ・政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにする。

市民の責務

この条例の目的を達成するために市民が果たすべき基本的な責務を次のように定める。

- ・自らが市政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行わない。

政治倫理基準

市議会議員が守らなければならない政治倫理基準として、次のようなことを定める。

- ・市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。
- ・地位を利用していかなる金品も授受しない。
- ・市が行う許可、認可等の行政処分や補助金等の交付の決定などに関して、特定の企業、団体等のために有利となるような働きかけをしない。
- ・市や市が出資している法人などが行うあらゆる契約に関して、特定の業者のために有利となるような働きかけをしない。
- ・市などの職員の採用、昇任、異動等の人事に関して、推薦、紹介等の働きかけをしない。
- ・市などの職員の公正な職務の執行を妨げ、または、その権限を不正行使するように嫌がらせ、恫喝、強要その他の働きかけをしない。
- ・公人としての発言や情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の情報発信によって他の人の名誉を傷つけない。
- ・市から補助金等の交付を受ける法人その他の団体の代表になっている場合、その代表を辞退するよう努める。

請負契約等の辞退に関する規定

議員が役員をし、若しくは実質的に経営にたずさわっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営している企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないため、市などとのあらゆる契約を辞退するよう努めなければならないこととする。

審査の請求

次にあげる人は、議員が政治倫理基準や請負契約等の辞退に関する規定に違反している疑いがあると認められるとき、議長に対して事実関係の審査を請求できることとする。

- ・選挙権を持っている市民（有権者総数の100分の1以上の連署）
- ・市議会議員（議員定数の4分の1以上の連署）

政治倫理審査会

市民や議員から政治倫理基準違反等の疑いについての審査の請求があったとき、議長は政治倫理審査会を設置して、事実関係の調査を委ねることとする。